

佐世保工業高等専門学校学級担任連絡会規程

(平成16年4月1日制定)

佐世保工業高等専門学校学級担任連絡会規程（昭和44年4月1日制定）の全部を改正する。

第1条 教務、厚生補導及び特別教育活動等について意見を聴取し、円滑な実施を図るため、学級担任連絡会議（以下「会議」という。）を設ける。

第2条 会議は、次の教員をもって構成する。

- 一 教務主事
- 二 学生主事
- 三 寮務主事
- 四 教務主事補
- 五 学生主事補
- 六 寮務主事補
- 七 各学級担任教員

第3条 会議は、各主事が必要と認めた場合又は学級担任教員3名以上の要請があった場合に当該主事が招集し、主宰する。

2 会議は、必要により全体会議又は分科会議とすることができる。

第4条 会議を主宰した主事は、協議事項を運営会議において報告するものとする。

第5条 会議に関する事務は、学生課担当係長が処理する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年10月4日から施行し、令和4年10月1日から適用する。